

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年12月定例会

議案の 件名	議案第80号・第81号・第82号・第83号 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 について 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	--

〈政策等の概要〉 本件各条例は、一般職の職員及び特別職の職員（市長、副市長、教育長及び水道事業管理者）の給与等に関する事項を定めることを目的とする。	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 近隣市においては、一般職の職員については、概ね本市と同様の改正を予定しており、特別職の職員についても半数程度の市が本市と同様の改正を予定している。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉 令和2年の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給月数を国に準じて改正する必要があるため。また、特別職の職員についても期末手当の支給月数を一般職の職員と同様に改正するため。	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 別紙参考資料のとおり。					
〈提案に至るまでの経緯〉 令和2年10月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われ、これを受け、国においては一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が同年11月6日、衆議院へ提出された。	〈総合計画等の整合〉 “かたのサイズ”をめざす像（主要3つ） 5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている ○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
	〈政策等の実施時期〉		令和2年12月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	総務部	人事課	有 ・無 新旧対照表等			

議案第80号、第81号、第82号、第83号 参考資料

- 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の趣旨

令和2年の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、期末手当の支給月数を国に準じて改正するものである。

また、特別職についても一般職に準じて期末手当の支給月数の改正を行う。

2. 条例改正の内容

人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

①一般職員・任期付職員（特定任期付職員を除く。）

【期末手当】

年間支給月数 2. 60月分→2. 55月分（0. 05月減）

	6月分	12月分	年間計
2年度期末手当	1. 30月 (現行1. 30月)	1. 25月 (現行1. 30月)	2. 55月 (現行2. 60月)
3年度以降期末手当	1. 275月	1. 275月	2. 55月

②特定任期付職員

【期末手当】

年間支給月数 4. 40月分→4. 35月分（0. 05月減）

	6月分	12月分	年間計
2年度期末手当	2. 20月 (現行2. 20月)	2. 15月 (現行2. 20月)	4. 35月 (現行4. 40月)
3年度以降期末手当	2. 175月	2. 175月	4. 35月

③特別職の職員

【期末手当】

年間支給月数 4. 20月分→4. 15月分 (0. 05月減)

	6月分	12月分	年間計
2年度 期末手当	2. 10月 (現行2. 10月)	2. 05月 (現行2. 10月)	4. 15月 (現行4. 20月)
3年度以降 期末手当	2. 075月	2. 075月	4. 15月

[実施時期]

令和2年12月1日から施行する。

3. 期末手当改定に伴う令和2年度所要額 (特別職の職員に係る額を除く。)

区分	所要額
期末手当	△10,500千円
共済費	△2,000千円
合計	△12,500千円

4. 特別職の職員の期末手当改定に伴う令和2年度所要額

	期末手当年間支給額 (改正前)	期末手当年間支給額 (改正後)	影響額 (差額)
市長	4,116,420円	4,067,415円	△49,005円
副市長	3,880,800円	3,834,600円	△46,200円
教育長	3,415,104円	3,374,448円	△40,656円
計			△135,861円

以上

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新 旧 対 照 表

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>